

令和2年度 第3回

川口市国民健康保険運営協議会次第

日 時 令和2年11月10日（火）
午後1時30分
会 場 第一本庁舎8階
第3・4委員会室

1 開 会

2 会長あいさつ

3 議 事

(1) 川口市国民健康保険税の賦課限度額について

4 報告事項

(1) 川口市国民健康保険税条例の一部改正について

(2) 傷病手当金の適用期間延長について

(3) その他

5 閉 会

令和2年度第3回

川口市国民健康保険運営協議会

会議資料

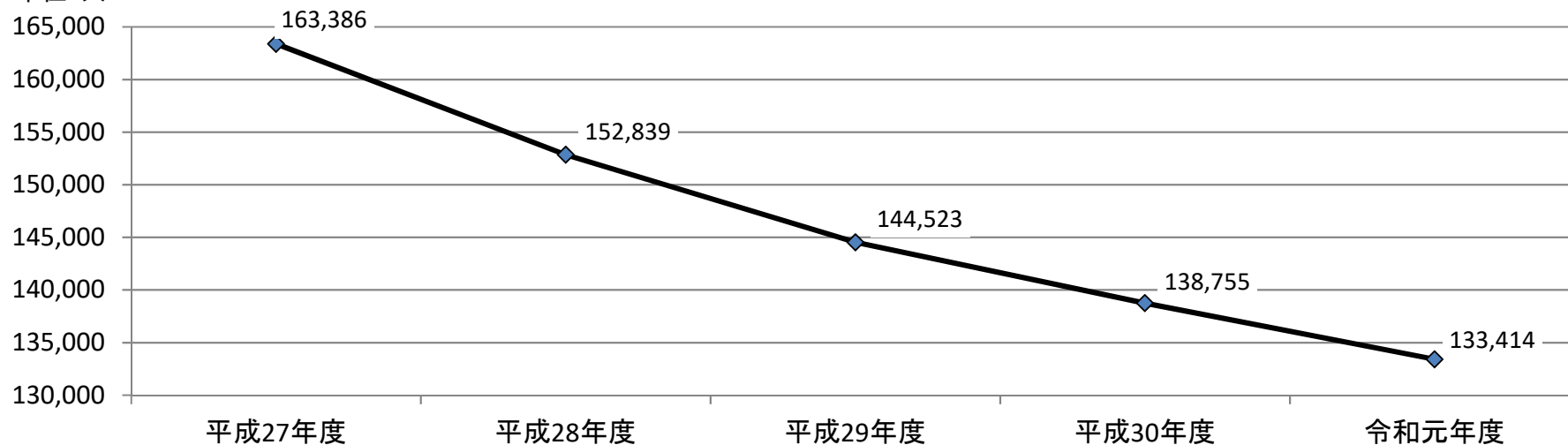
令和2年11月10日

川口市国民健康保険課

■ 川口市国保の現状

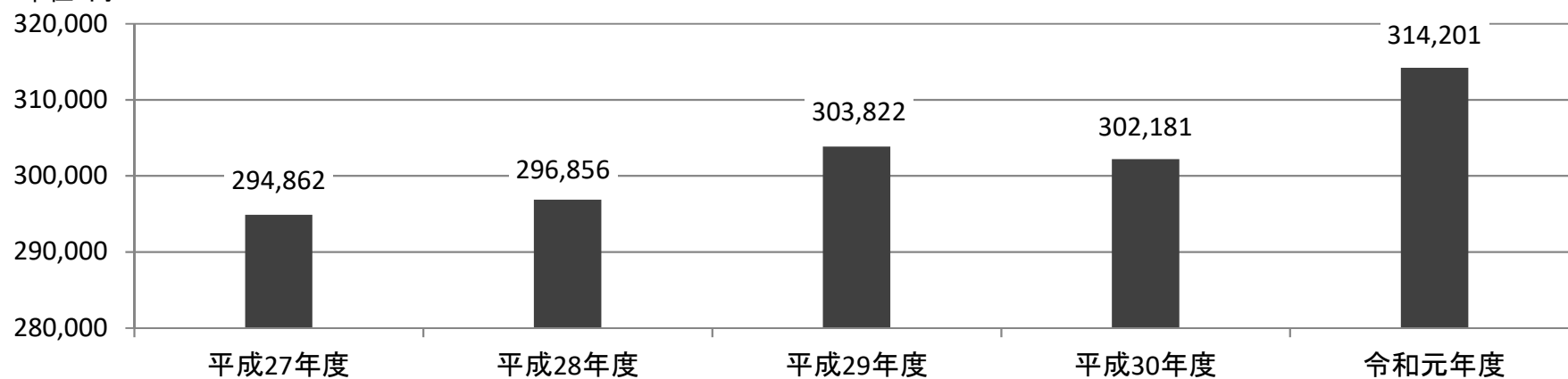
□ 加入者数の推移(各年度3月31日現在)

単位:人



□ 1人当たり医療費の推移

単位:円



□ 川口市国保の財政状況

【予算規模】令和2年度:551億円

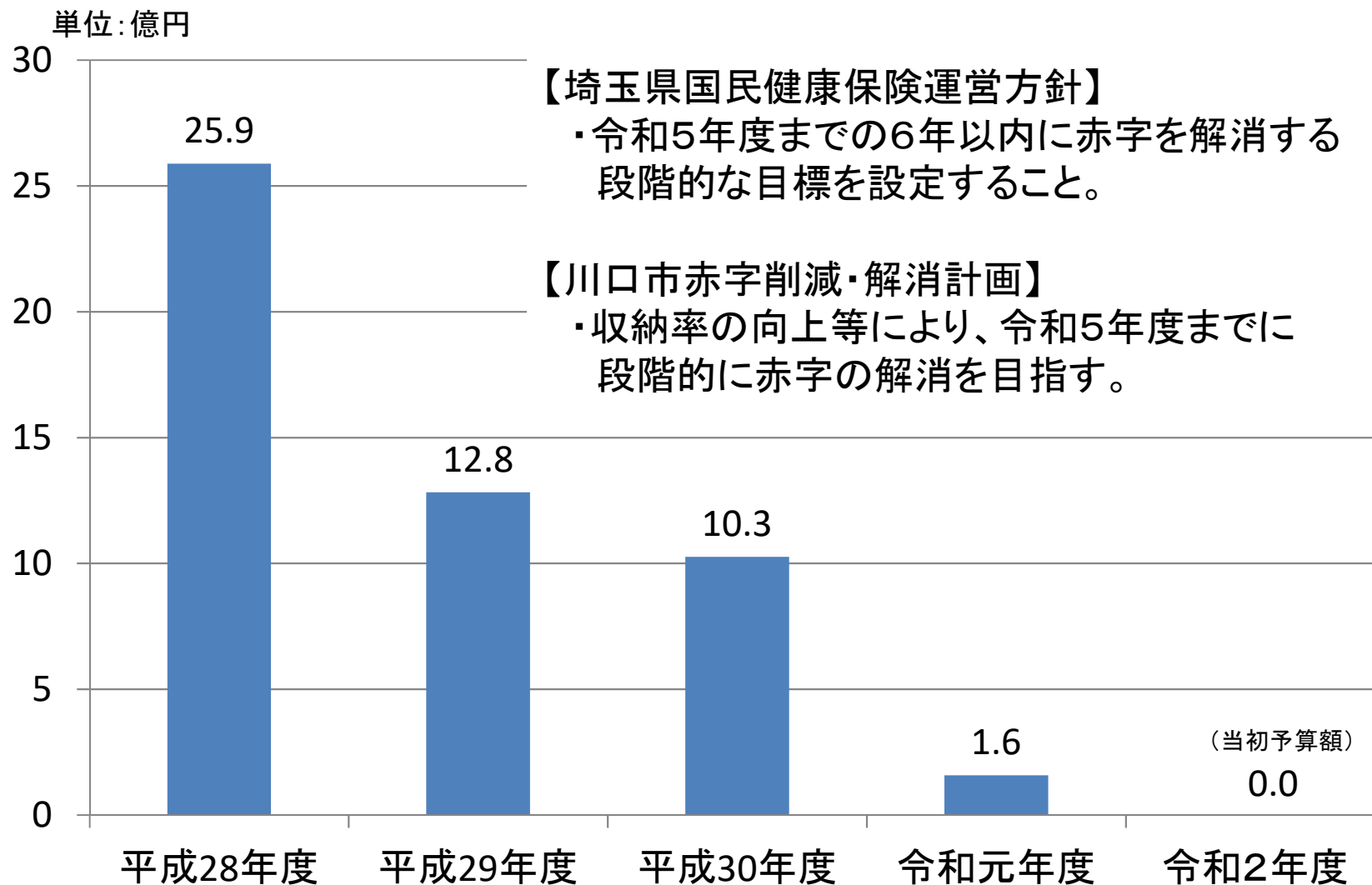
(歳出)

医療保険給付費 373億円	国保事業費納付金 161億円	保健事業費 7億円	その他 人件費等 10億円
------------------	-------------------	--------------	---------------------

(歳入)

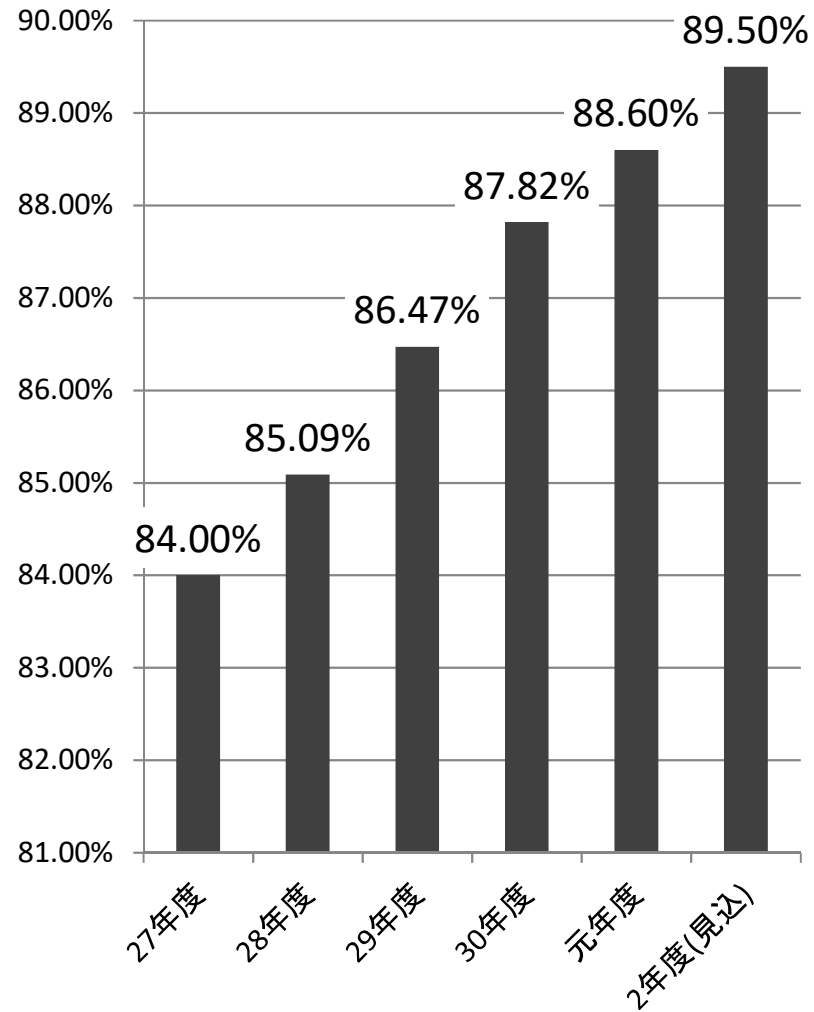
保険給付費等交付金 370億円	国 県補助金 5億円	保険税 132億円	その他 (延滞金等) 5億円	市繰入金 39億円
--------------------	------------------	--------------	----------------------	--------------

□ 近年における市の法定外繰入金(赤字繰入額)の推移

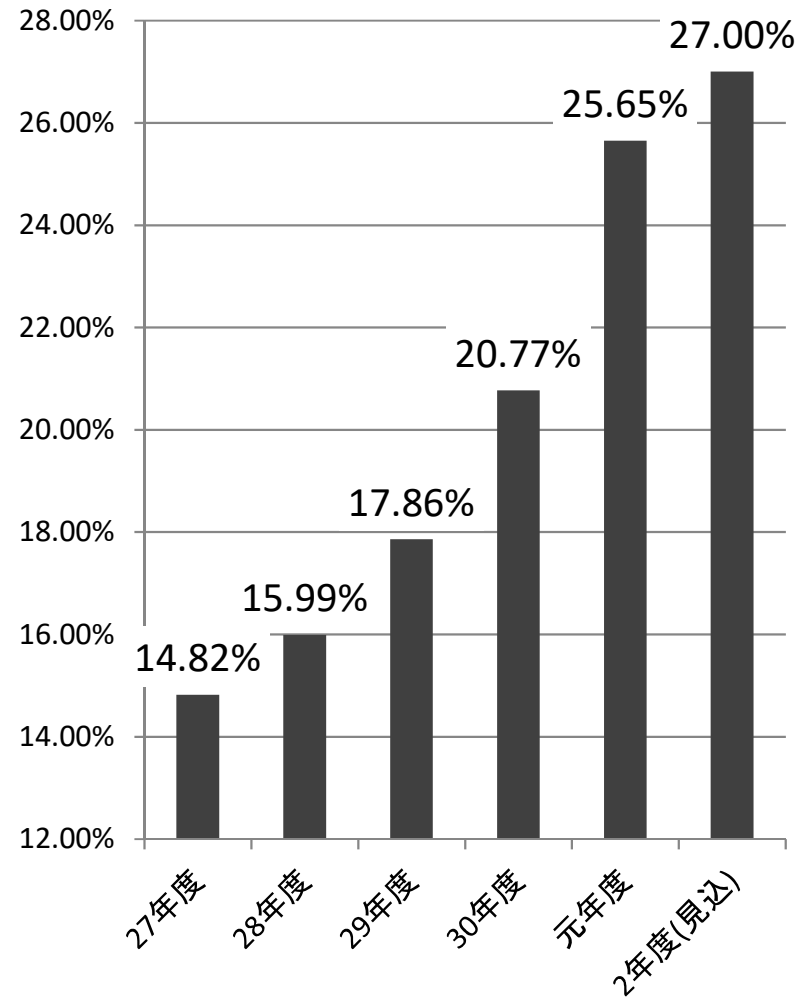


□ 収納率の状況

現年度



滞納繰越分



□ 収納率向上の対策

(1) 納税催告センターの設置

- ・滞納者に対し、早期に自主納付の電話催告を行う。
→架電人数延べ 56,460人（平成30年度:36,245人、平成29年度: 38,372人）
- ・令和2年度からSMS(ショートメールサービス)による納付確認を実施している。
→1か月当たり 約500件

(2) 口座振替の推進

- ・納付方法の口座振替原則化
平成29年7月「川口市国民健康保険税における口座振替の推進に係る取扱要綱」の策定
- ・ペイジー口座振替受付サービスの推進による口座振替開始件数
令和2年10月現在 1,841件（令和元年度実績2,785件）

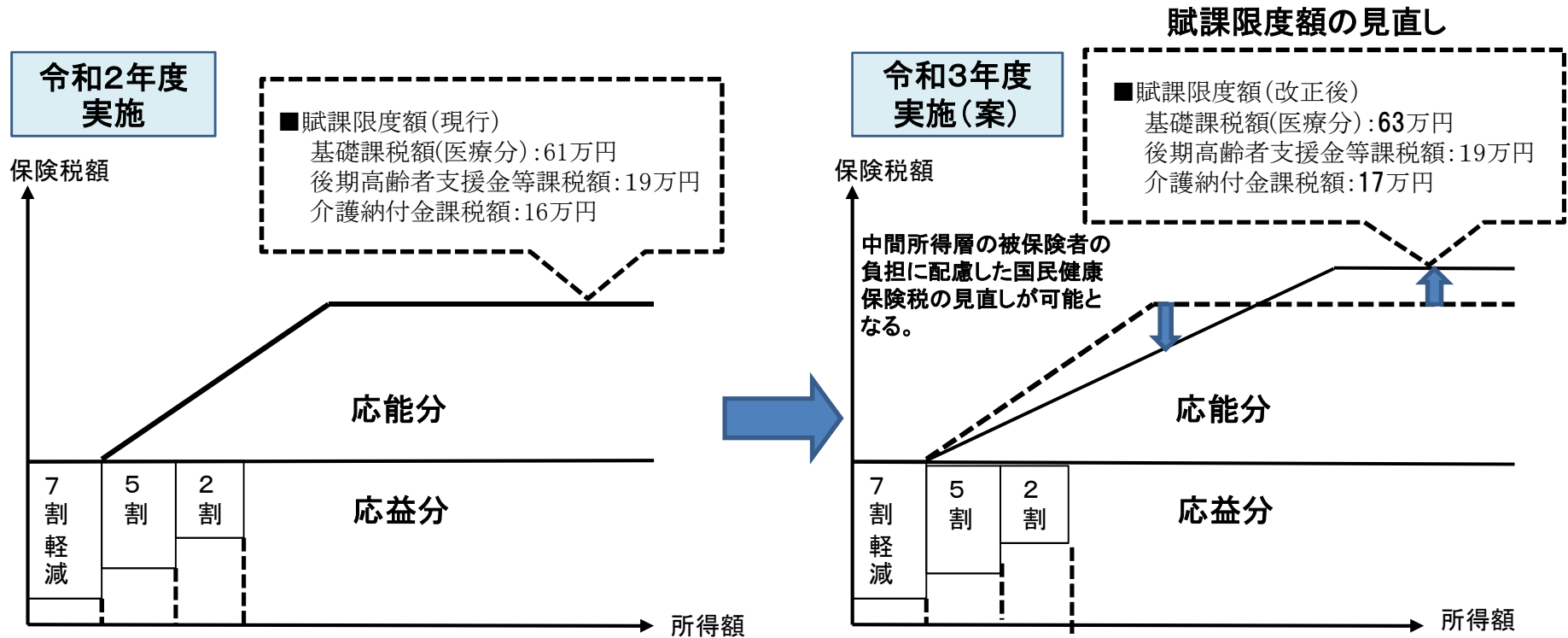
(3) 催告業務の実施

- ・催告書の送付前に分納不履行者へ通知(平成30年6月分～)
- ・催告書の発送回数の増（平成27年度5回、平成28・29年度6回、平成30年度7回、令和元年度6回（台風により1回中止））

(4) 滞納処分の更なる強化

- ・債権を中心とした差押の強化(継続債権差押件数 平成30年322件、令和元年度369件)
- ・現年度の納期内納付の指導

□ 賦課限度額の見直し



令和2年度実施
7割軽減基準額: 基礎控除額(33万円)
5割軽減基準額: 基礎控除額(33万円+28.5万円)
2割軽減基準額: 基礎控除額(33万円+52万円)

令和3年度実施
※法定どおり実施する予定

□ 賦課限度額の推移

(単位:万円)

年度	法定 賦課限度額				市 賦課限度額			
	医療分	後期分	介護分	計	医療分	後期分	介護分	計
平成23年度	51	14	12	77	50	13	10	73
平成24年度	51	14	12	77	51	14	12	77
平成25年度	51	14	12	77	51	14	12	77
平成26年度	51	16	14	81	51	14	12	77
平成27年度	52	17	16	85	51	16	14	81
平成28年度	54	19	16	89	52	17	16	85
平成29年度	54	19	16	89	54	19	16	89
平成30年度	58	19	16	93	54	19	16	89
令和 元年度	61	19	16	96	58	19	16	93
令和 2年度	63	19	17	99	61	19	16	96
令和 3年度	63+A	19+B	17+C	99+A+B+C	63	19	17	99

【審議事項】 賦課限度額の引上げは、法定の1年遅れで実施する。

□ 法定軽減の推移について

	法定軽減の対象者の推移		
	7割(6割)軽減	5割(4割)軽減	2割軽減
平成21年度	33万円以下	33万円 + (24.5万円×A) 以下	
平成22年度			
平成23年度			
平成24年度		33万円 + (24.5万円×A) 以下	33万円 + (35万円×B) 以下
平成25年度		33万円 + (24.5万円×B) 以下	33万円 + (45万円×B) 以下
平成26年度		33万円 + (26万円×B) 以下	33万円 + (47万円×B) 以下
平成27年度		33万円 + (26.5万円×B) 以下	33万円 + (48万円×B) 以下
平成28年度		33万円 + (27万円×B) 以下	33万円 + (49万円×B) 以下
平成29年度		33万円 + (27.5万円×B) 以下	33万円 + (50万円×B) 以下
平成30年度		33万円 + (28万円×B) 以下	33万円 + (51万円×B) 以下
令和元年度		33万円 + (28.5万円×B) 以下	33万円 + (52万円×B) 以下
令和2年度			
令和3年度		※法定どおり実施する予定	

* 前年の世帯の総所得金額等が一定の基準以下の場合、均等割を軽減

A=世帯主を除く加入者数と特定同一世帯所属者

B=加入者数と特定同一世帯所属者

□ 埼玉県国民健康保険運営方針(第2期)【案】

<賦課限度額>

- ・ 納付金、標準保険税率の算定上は、納付金算定年度の法定限度額とする。
- ・ 保険税水準の統一に向けては、準統一の目標年度である令和9年度には全ての市町村で賦課年度の法定限度額となることを目指す。

<令和2年度の県内賦課限度額設定状況(医療+後期+介護)>

法定額どおり(99万円)	20市町村
1年遅れ(96万円)	37市町村
上記未満	6市町村

※川口市 … 法定の1年遅れ(96万円)

■ 川口市国民健康保険税条例の一部改正について

① 多子世帯の子どもに係る均等割保険税の減免制度の創設

【経緯】

- ・市長からの諮問に基づき令和2年度第1回国民健康保険運営協議会で審議
- ・多子世帯への支援策として、18歳以下(高校生世代)の被保険者が3人以上いる多子世帯において、第3子目以降の子どもに係る均等割保険税の減免制度を創設することが適当との決議
- ・令和2年9月30日に市長へ答申

【改正の内容】

国民健康保険税を減額又は免除できる対象者として、「当該年度において、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある国民健康保険の被保険者が3人以上いる世帯の納税義務者」を新たに設けるもの。

【施行期日】

- ・令和3年4月1日(令和3年度以後の国民健康保険税について適用)

② 個人所得課税の見直しを踏まえた国民健康保険税の見直し

令和3年1月1日施行の個人所得課税の見直し(基礎控除を10万円引き上げる代わりに給与所得控除や公的年金等控除を10万円引き下げる)に伴い、基礎控除額の変更に加え、一定の給与所得者と公的年金等の支給を受ける者が2人以上いる世帯は、国民健康保険税の法定軽減に該当しにくくなることから、次のとおり軽減判定基準の見直しを行うもの。

軽減種別	改正	軽減判定所得(世帯主及び国保加入者の合計所得)
7割軽減	改正前	基礎控除額(<u>33万円</u>)
	改正後	基礎控除額(<u>43万円</u>) + 10万円 × (給与所得者等(※1)の数 - 1)
5割軽減	改正前	基礎控除額(<u>33万円</u>) + 28.5万円 × 被保険者数(※2)
	改正後	基礎控除額(<u>43万円</u>) + 28.5万円 × 被保険者数(※2) + 10万円 × (給与所得者等の数(※1) - 1)
2割軽減	改正前	基礎控除額(<u>33万円</u>) + 52万円 × 被保険者数(※2)
	改正後	基礎控除額(<u>43万円</u>) + 52万円 × 被保険者数(※2) + 10万円 × (給与所得者等の数(※1) - 1)

※1 一定の給与所得者と公的年金等の支給を受ける者。

※2 同じ世帯の中で国民健康保険の被保険者から後期高齢者医療の被保険者に移行した者を含む。

《 個人所得課税の見直しによる保険税所得割の影響 》

★ 給与・年金所得世帯 ⇒ 影響なし (給与所得控除と公的年金等控除が引き下げられても、基礎控除が同額引き上げられるため)

★ 事業所得世帯(自営業、フリーランス等) ⇒ 課税標準所得額が減小 (基礎控除が10万円引き上げられるため。納税者の不利益は生じない)

③ 低未利用土地等の活用促進のための譲渡所得に対する特別控除の創設

○ 地方税法及び租税特別措置法の改正により、低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例措置が創設されたことに伴い、国民健康保険税においても同様の措置を講ずるもの。

【 特別控除の概要 】

譲渡価格が500万円以下で、所有期間が5年を超えるなどの一定の条件を満たす低未利用土地等を譲渡した場合に、長期譲渡所得から100万円を控除する。

【 特例措置が創設された理由 】

全国的に空き地・空き家が増加する中、新たな利用意向を示す者への土地の譲渡を促進するため、個人が保有する低額の低未利用土地を譲渡した場合の譲渡所得を控除することで、土地の有効活用を通じた投資の促進、地域活性化、更なる所有者不明土地の発生の予防を図る。

■ 傷病手当金の適用期間延長について

【概要】

新型コロナウイルス感染症のまん延状況等を考慮し、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に対する傷病手当金の適用期間を延長するもの。

【市の対応】

厚生労働省通知に基づき、国民健康保険条例施行規則の一部を改正した。

【適用期間】

(改正前) 令和2年1月1日～令和2年9月30日

(改正後) 令和2年1月1日～令和2年12月31日